

佐大研第131号
令和7年4月14日

研究者各位

財 務 部 財 務 課
学術研究部研究推進課

補助事業者の休職等に伴う科研費プロジェクトの執行停止
及び代理執行の手続きについて

従前より、各国立大学法人において競争的研究費の適切な管理・運営を求められております。とりわけ科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものであり、その研究は補助事業者自身により実施される必要があります。

この度、科研費の補助事業者が休職等により長期にわたり研究を中断する場合は、財務会計システムにて期間を定めて執行を停止することといたしました。

ただし、研究室の研究環境維持費用（微生物の培養や植物の栽培等の研究環境を維持し続けることが必要で、中断することで研究遂行上、大きな損害が生じるケース）や、休職等期間以前に発注した物品の支払い等、再開後の研究遂行上必要である場合に限り、別紙様式1「休職等期間にかかる科研費の代理執行申請書」を所属部局長承認の下、事前（原則休職等に入る前）に申請を行うことで執行可能とします。上記以外に対する執行に関しては、研究代表者等が必要と認めた場合に限り、執行可能とします。

なお、1年以上研究を中断する場合は、別途研究中断や研究廃止の手続きが必要となりますので、科研費ハンドブックに従い適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。

科研費・代理執行手続きに関する問い合わせ先
研究推進課研究推進主担当 一ノ瀬、下田、加茂
内 線：8401（6-8401）
メール：kyokaken@mail.admin.saga-u.ac.jp

財務会計システムに関する問い合わせ先
財務課総務主担当 安富、中島
内 線：8133（6-8133）
メール：zaimsou@mail.admin.saga-u.ac.jp